



## 大幅に拡充された 受動喫煙防止対策助成金

近年、受動喫煙を防止するための分煙化が進められています。今回、厚生労働省はこれを一層推進するために以前より設けていた受動喫煙防止対策助成金を改正し、業種制限を撤廃した上ですべての中小企業を対象としました。また、助成額についても拡充を行い、喫煙室の設置費用の2分の1（以前は4分の1）に引き上げています。以下ではこの助成金の概要をとり上げましょう。

### 受動喫煙防止対策助成金とは

#### [対象となる事業主]

以下の①から④のいずれにも該当する事業主が助成の対象となります。

- ①労働者災害補償保険の適用事業主であること
- ②下表のいずれかに該当する中小企業事業主であること（ア、イのいずれかに該当していること）

業種	ア 常時雇用する労働者	イ 資本金・出資金
小売業	50人以下	5千万円以下
サービス業	100人以下	5千万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
その他	300人以下	3億円以下

③事業場の室内またはこれに準ずる環境において、当該室以外での喫煙を禁止するために、当該事業場内において一定の基準を満たす喫煙室を設置するなどの措置を講じること

④③に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備していること

#### [助成額]

喫煙室の設置などに係る経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などの2分の1にあたる額（上限200万円）

※1事業場あたり1回限り

#### [喫煙室の要件]

喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上となるよう設計されていること

#### [受給手続き]

この助成金を受給するためには、「受動喫煙防止対策助成金交付申請書」および事業計画を含む関係書類を管轄の都道府県労働局へ提出し、あらかじめ交付決定を受けておく必要があります。また、この交付決定は、工事の着工前に受けることになっていますのでご注意ください。

工事が終了した後には、工事結果の概要などが記載された「受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書」を管轄の都道府県労働局へ提出し、交付決定の内容のとおりに行われているかどうかの確認が行われ、審査終了後に助成金が支給されます。

過去に設置した喫煙室がこの助成金の喫煙室の要件を満たしていない場合であっても、過去にこの助成金を受給しておらず、改修によって要件を満たせば助成金の支給対象となります。詳細は当事務所または管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

